

第23回（2022年度）島根県障がい者スポーツ大会「グラウンド・ゴルフ」競技会 開催要項

1. 目的

この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。

2. 主催

島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

3. 共催（予定）

益田市

4. 主管（予定 順不同）

島根県グラウンド・ゴルフ協会 益田市グラウンド・ゴルフ協会

5. 後援（予定 順不同）

公益財団法人島根県体育協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県知的障害者福祉協会 島根県手をつなぐ育成会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 益田市教育委員会 益田市体育協会 社会福祉法人益田市社会福祉協議会 益田市身障者福祉協会 益田市手をつなぐ育成会

6. 協力（予定 順不同）

島根県聴覚障害者情報センター 島根県障がい者スポーツ指導者協議会 ボランティアの皆さま

7. 期日

2022年10月1日（土）

受付：9時30分から10時00分

競技開始：10時30分から

8. 申し込み期限日

2022年9月2日（金）

9. 会場

島根県立万葉公園

所在地：益田市高津町イ2402-1 電話：0856-22-2133

10. その他

上記以外の項目は、「島根県障がい者スポーツ大会 全競技共通開催要項」による。

本県に関する送付先・問い合わせ先

島根県社会福祉協議会 地域福祉部 障がい者福祉係内 島根県障害者スポーツ協会
〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階
電話：0852-20-7770 ファックス：0852-32-5982
メール：info_office@spokyo.org

第23回（2022年度）「グラウンド・ゴルフ」競技会 実施要領

1. 競技規則

（公財）日本グラウンド・ゴルフ協会制定のルール、及び本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

障がい、男女、年齢の区分を問わない。

3. 服 装

運動に適した服装とする。

4. 練 習

大会当日の競技場内での練習は不可とする。

5. 招 集

（1）招集は競技場内で行い、競技進行により放送で招集するので競技役員の指示に従う。

（2）招集完了時間は試合開始の10分前とする。

6. 競技方法

（1）チーム編成

1チームの編成は、6名以上9名以内とする。

（2）エチケット

①プレーヤーは、自分のプレーが終わったら、すみやかに次のプレーヤーの妨げにならない場所に行く。

②プレーヤーが打つ前後は、話したり、ボールやポストの近くあるいはボールやポストの直後に立ったりしてはならない。また、自分たちの前に行く組が終わらなくては、ボールを打ってはならない。

③プレーヤーは、自分の作った穴や足跡を全部なおしていかなければならない。

（3）ゲーム

①ゲームは、ボールを決められた打順に従ってスタート位置から打ち始め、ホールポストに入れるまでの（ストローク）総打数を競う団体競技とする。選手全員がプレーし、そのうち上位6名のスコアを合計し、少ないチームから1位・2位・3位とする。打数が同じ場合は、最少打数の多いチームが上位となる。

②個人競技は、前・後半に出場した者の中から1・2・3位を表彰する。

（4）用具

①クラブ、ボール、ホールポストは、グラウンド・ゴルフ用を使用すること。

②クラブ及びボールは、参加チームで用意する。

（5）競技中の練習

プレー中のプレーヤーはいかなる打球練習も行ってはならない（本条の反則は1打付加する）。

(6) 援助

プレーヤーは打つとき物理的援助、あるいは風雨の防護を求めたり受けたりしてはならない（本条の反則は1打付加する）。

(7) ボールはあるがままの状態競技する

ボールが長い草、または木の茂みなどの中にあるときは、ボールの所在と自己のボールであることを確かめる限度においてのみ、これらのものに触れることができ、草を刈ったり、木の枝を折ったりしてはいけない（本条の反則は1打付加する）。

(8) ボールの打ち方

①プレーヤーが1打でボールを2回打ったときは、2打と数える。ただし、空振りの場合は打数に数えない。

②プレーヤーは打つときに木などで足場を作ってはいけない（本条の反則は1打付加する）。

(9) 紛失ボールとアウトボール

ボールが紛失したり、コース外（溝などに落ちた場合）に出た場合、プレーヤーは1打付加し、出た位置からクラブの長さの範囲内でホールに近寄らないで、打球可能な箇所にボールを置いて次の打を行わなければならない。

(10) プレーの妨げになるボール

プレーの妨げになるボールは、一時的に取り除くことを要求することができる。その際、ホールに対してボールの後方にマークし取り除かななければならない（マーカーは各自で用意する）。

(11) 同伴プレーヤーのボールに当たった場合

プレーヤーのボールが同伴者のボールに当たったときは、ボールの止まったところからプレーを続け、同伴プレーヤーのボールは元の位置にかえず。

(12) 止まったボールが風によって動いた場合

風によってボールが動いたら、動いて静止した場所からプレーする。なお、ホールポストに入った場合は「トマリ」とする。

(13) 第1打がホールポストに入った場合（ホールインワン）

1打目で「トマリ」となったときは、そのプレーヤーの合計打数から3打引いて計算する。

(14) プレーヤーの交代

プレーヤーの交代は、ホール終了後に行うこととする。ただし、プレーヤーにやむを得ない事故等があった場合は、交代を認める。なお、同一プレーヤーの交代は2回までとする。